

高森台自治会会則

(昭和55年4月1日)

改正 昭和58年4月17日

平成元年4月23日

平成16年4月18日

平成27年4月19日

平成28年4月17日

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、高森台自治会（以下「自治会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を高森台地区内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の交流と協力により高森台地区内居住者の親睦、福祉の増進及び共通の問題のより良き処理を行い、もってお互いの生活環境の一層の向上を図ることを目的とする。

(活動原則)

第4条 本会は、民主的・自主的な団体として、次の原則に従って諸活動を行う。

(1) 個人の生活を尊重し、会員の権利・義務は平等とする。

(2) 本会はいかなる営利団体・政党・宗教団体にも関わりを持たない。

(活 動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 会員の親睦・慶弔に関すること。

(2) 保健・衛生・防災及び防犯に関すること。

(3) その他、本会の目的達成のため必要と認める活動。

(班構成)

第6条 本会は、16班をもって構成する。

第二章 会 員

(会員及び会費)

第7条 本会は、高森台地区内に居住、又は事業を営む者で本会の趣旨に賛同し、会費を納める世帯を会員とする。

2 会費の額は、総会において定める。

3 会員は、次の事由でその資格を失う。

(1) 第1項に定める要件を欠くに至ったとき。

- (2) 退会届を提出したとき。
 - (3) 理由なく6カ月以上会費を納めないとき。
- (会員の権利義務)

第8条 会員は、本会の有する一切の権益を平等に受ける権利を有し、また、本会の役員の選挙権・被選挙権を有する。

- 2 会員は、本会が開催するすべての会に出席して意見を述べることができる。
- 3 会員は、会則を遵守し、会の諸活動に積極的に参加し、協力するものとする。

第三章 機 関

(機 関)

第9条 本会の運営は、次の諸機関において行う。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (附属機関)

第10条 役員会のもとに、次の諸専門部を置き、必要に応じ特別委員会を設置することができる。

- (1) 事務部
- (2) 広報部
- (3) 厚生部
- (4) 防犯部
- (5) 体育部
- (6) 防災部
- (7) 環境部

第四章 役 員

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 総務委員 7名以内
- (4) 会計委員 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 班長 16名
- (7) 専門部長 各1名 副部長 若干名

(任 期)

第12条 本会の役員任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 2年

(2) 会長以外の役員 1年

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会の議決によりこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、会計委員を、監事は、第11条に規定された他のすべての役員を兼ねることができない。
- 4 第1項の任期は、会計年度と一致させる。ただし、任期終了後であっても次回総会までは引き続きその職務を行う。

(会 長)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第14条 副会長は、会長を補佐して会務を執行し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(総務委員・会計委員)

第15条 総務委員は、本会の総務一般事務を統括担当し、会計委員は、会の会計一般事務を担当する。

(監 事)

第16条 監事は、会計を監査する。

(班 長)

第17条 班長は、所属班を代表し、班務を処理する。必要により、副班長を置くことができる。

(専門部長・副部長)

第18条 専門部長は、それぞれの部を代表し、部活動を推進する。副部長は部長を補佐する。

(選出)

第19条 第11条に定められた役員は、総会において選出あるいは指名されなければならない。ただし、班長は別に定められた班ごとに選出し、総会でこれを承認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門部長・副部長及び特別委員長は、役員会の議決を経たのち、会長がこれを指名する。

第五章 機 関 機 能

第一節 総 会

(機能・構成)

第20条 総会は、本会の最高議決機関であり、本会の会員により構成される。

(種類及び成立)

第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、全会員（世帯数）2分の1以上の出席（委任状を含む。）により成立する。

(開 催)

第22条 定期総会は、会計年度終了後60日以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認め、役員会がこれを議決したとき、又は全会員（世帯数）の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。

（通知）

第23条 総会を招集するときは、少なくとも開催日の1週間前に全会員に日時・場所・議題を通知しなければならない。

2 総会における議決事項は、総会終了後速やかに全会員に通知しなければならない。

（議決事項）

第24条 次の事項は、総会の決議あるいは同意を得なければならない。

（1）予算の決定及び決算の承認。

（2）会則の改正又は廃止。

（3）役員を選任又は解任（補充を除く。）

（4）自治会の分割・統合・解散。

（5）自治会の重要所有物件又は管理物件等の処分・変更又は改良に係る基本的方針の決定。

（6）その他、本会の運営、事務執行、若しくは会員の共同利益に係る基本的な方針の決定又は変更。

（議決の方法）

第25条 総会は、そのつど議長を選出し、議決は出席者の過半数の賛成により成立する。可否同数のときは議長が決する。

2 前項にかかわらず、会則の改正又は廃止に限り、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（議事録の作成及び保管）

第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事経過の要領及びその結果を記載し、議長がこれに署名押印しなければならない。

3 議事録は、会長がこれを保管し、会員から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

第二節 役員会

（機能・構成）

第27条 役員は、総会の議決及び会則等規則に基づく本会の業務を執行するほか、会員の共同利益となる事項を決定し、処理する。

2 役員会は、第11条に定められた者のうち、監事を除く全役員により構成する。

3 会長は、前項に定める者のほか、特別委員会の委員長又は必要と判断される会員を臨時に役員会に出席させることができる。

(開 催)

第28条 定例役員会は、毎月1回会長が招集する。

2 臨時役員会は、次の各号に該当するとき、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{3}{10}$ 以上の要求があったとき。
- (3) 会員の $\frac{10}{100}$ 以上の要求があったとき。

(通 知)

第29条 役員会を開催するときは、あらかじめ日時・場所・議題を役員に通知し、会議の要旨は、必要に応じ全会員に通知するものとする。

(成立及び議決)

第30条 役員会は、役員 $\frac{3}{4}$ 以上の出席(委任状を含む。)をもって成立し、議事は、出席役員 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成により議決する。可否同数のときは会長が決する。

(議事録)

第31条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第六節 会 計

(運営経費)

第32条 本会の運営経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は、毎月これを徴収する。ただし、前納することができる。

(経費支出の方法)

第33条 経費の支出は、予算による。

2 予算の細則は、別にこれを定める。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決 算)

第35条 本会の決算は、監事による会計監査を経たのち、總會において承認を得なければならない。

(帳 簿)

第36条 本会の会計は、資産を明らかにするため、次の帳簿を保管し、会員の請求があれば、これを閲覧させなければならない。

- (1) 会計帳簿
- (2) 財産目録
- (3) 備品台帳

第七章 雑 則

(細則等の設定及び廃止)

第37条 会長は、役員会の議決を経て、この会則の運用に必要な細則を制定・

改正若しくは廃止することができる。

(会則等の保管)

第38条 第26条第3項の規定は、会則及び前条に定める細則に準用する。

付 則

(施行期日)

本会則は、昭和55年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 昭和47年8月6日施行の愛甲原自治会会則は、これを廃止する。

付 則 (昭和58年4月17日)

本会則は、昭和58年4月17日から施行する。(会長の任期を2年に等)

付 則 (平成元年4月23日)

本会則は、平成元年4月23日から施行する。(字句の整理)

付 則 (平成16年4月18日)

本会則は、平成16年4月18日から施行する。

(愛甲原住宅協働会規定の廃止・本部役員等)

付 則 (平成27年4月19日)

本会則は、平成27年4月19日から施行する。(組織の改編)

付 則 (平成28年4月17日)

本会則は、平成28年4月17日から施行する。(総務委員の数を7名以内に等)

平成28年4月改正版